

令和 7（2025）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業 企画提案仕様書

1 委託事業名

令和 7（2025）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業

2 事業目的

日本政府観光局の訪日外客統計（速報値）によると、2024 年の訪日外客数は、2019 年比で 115.6%となり、年間過去最高を更新するなど、多くのインバウンド観光客が訪日しており、観光消費額拡大に向けた絶好の機会が訪れている。しかしながら、本県においては東京から近く、日帰りしやすいという地理的条件等から、滞在時間の短いインバウンド観光客が多く、この機会を活かしきれていない。

そこで、本事業では、本県が優位性を持ち、かつ、インバウンド観光客の滞在の長期化を見込める「ゴルフ」を「新規育成・強化資源」の一つとして位置づけ、ゴルフを核としたツーリズム（以下「ゴルフツーリズム」という。）の推進を図ることで、本県を来訪するインバウンド観光客の滞在長期化、引いては観光消費額の拡大を目指すこととしている。

このゴルフツーリズムの推進に向け、インバウンド向けのゴルフツーリズムに幅広い知見やノウハウを持つ専門事業者の協力を得て、県内の受入体制構築及び効果的なプロモーションによる外国人ゴルフ観光客の誘客促進を本事業の目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8（2026）年 3 月 19 日（木）まで

4 委託業務の内容

(1) ゴルフツーリズムの推進に関する調査及び戦略等の策定

ア 実態調査

本県が外国人ゴルフ観光客を誘客するに当たっての現状分析として、ゴルフツーリズムに関連する県内ゴルフ事業者や宿泊事業者、観光関連事業者、その他関係団体等（以下、「ゴルフツーリズム関係者」という。）にヒアリング等による調査を行い、外国人ゴルフ観光客の受入状況や課題、各施設のゴルフツーリズムに関する意向等の実態を把握すること。

なお、企画提案書において、過去の実績等を踏まえて、効果的な調査方法及び実態把握の方法について提案すること。

イ 戦略及びロードマップの策定

(1)アの調査結果を踏まえて、本県における外国人ゴルフ観光客のターゲットや課題等を明確にするとともに、一定期間（3～5 年程度想定）のゴルフツーリズムの推進や課題解決等に向けた取組等をまとめた戦略を策定すること。また、ゴルフツーリズムの関係者が戦略についての共通認識を持ちやすくするよう、ロードマップを策定すること。なお、企画提案書において、戦略及びロードマップの策定イメージを示すこと。

(2) ゴルフツーリズムの推進に関する機運醸成及び関係者の連携強化

ア セミナーの開催

- (ア) ゴルフツーリズム関係者、または関心のある事業者等に対し、本県ゴルフツーリズムの機運醸成を目的としたセミナーを開催することとし、企画提案書において、セミナーの内容や講師等の想定を提案すること。セミナーの実施回数は1回以上とし、実施時期及び実施方法については、上記目的を達成する上で最も有効と考えられる時期、方法を提案し、県と調整の上決定すること。

イ ゴルフツーリズム関係者の連携強化に向けたコンサルティング

- (ア) 将来的に自走可能なゴルフツーリズム推進体制の構築を目指し、ゴルフツーリズム関係者のうち、将来的に中核的な役割を担うべき事業者等に対して、(1)アの調査結果も踏まえながら、外国人ゴルフ観光客受入に関するノウハウの教示や、課題改善に向け必要な助言や質疑への対応等のゴルフツーリズムの推進に資する支援を行うこと。
- (イ) (2)イ (ア) の支援を踏まえ、ゴルフツーリズム関係者間の連携強化、推進体制の構築を目的としたワークショップを開催することとし、企画提案書においては、ワークショップの目的を明確にし、具体的な内容を提案すること。
- なお、ワークショップの実施回数は1回以上とし、実施時期及び実施方法については、上記目的を達成する上で最も有効と考えられる時期、方法を提案し、県と調整の上決定すること。

(3) 招請ツアーの実施

ア 被招請者の選定・調整・連絡

- (ア) (1)イの戦略及びロードマップを踏まえて、訪日ゴルフ旅行を取り扱う、あるいは市場参入を目指す旅行会社（本県ゴルフツーリズムの推進に資するものと判断できる場合には、ランドオペレーターも可とする）、2社2名以上招請することとし、被招請者の選定及び招請ツアーの実施に必要な調整、連絡を行うこと。なお、招請を予定する国及び被招請者の候補を選定理由と併せて企画提案書に記載すること。
- (イ) 原則として被招請者は日本語または英語を理解する者とし、日本語での会話が困難な被招請者がいる場合には、被招請者に対応する言語の通訳を手配すること。

イ 招請ツアーの企画

- (ア) 全行程は4泊5日以上の日数とし、令和7(2025)年7～12月中旬までの間に実施すること。なお、実施時期については委託者と協議の上、決定する。
- (イ) 招請コースの内容について、想定する被招請者の市場ニーズや特性等を踏まえて企画提案時点での行程案を企画提案書に記載すること。
- (ウ) 基本行程は次のとおりとし、委託者と協議の上、決定する。

月 日	地 域	内 容
1 日 目	東京都・千葉県 栃木県	AM 入国 PM 栃木着（又は2日目早朝に栃木着）
2～4 日 目	栃木県	終日 視察
5 日 目	栃木県 東京都・千葉県	AM 視察 PM 栃木発 出国

ウ 被招請者に対する交通の手配、調整

- (ア) 被招請者全員分の居住地から本県までの交通の手配（航空券含む）を行うこと。
- (イ) 県内の移動については、専用車を手配すること。

エ 全行程における食事や宿泊等の手配、調整

- (ア) 被招請者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設体験等の手配を行うこと。
- (イ) 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。

オ 添乗員の手配

- (ア) 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。なお、添乗員は全行程を通じて原則同一人物とする。
- (イ) 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うものとする。
- (ウ) 添乗員の交通費、宿泊費、施設体験料、飲食費は委託料に含むものとする。

カ ゴルフ有識者の帯同調整

- (ア) 招請ツアーにおいて、ゴルフの専門的知見を有し、被招請者に対して本県ゴルフツーリズムに関する説明（本県でゴルフをするメリットや他県ゴルフ場との比較等）ができる者（以下、「ゴルフ有識者」という。）を原則1名帯同させること。なお、業務遂行に支障がない場合には、(3)ア(イ)の通訳や(3)オ(ア)の添乗員との兼務も可能とする。
- (イ) ゴルフ有識者の交通費、宿泊費、施設体験料、飲食費は委託料に含むものとする。

キ 視察先となるゴルフ場等への事前確認及び助言等

- (ア) 招請ツアーにおいて視察するゴルフ場や宿泊施設等について、外国人ゴルフ観光客の受入体制の事前確認を行うとともに、ゴルフ有識者の協力も得ながら、視察先の施設に対し、受入体制の整備に必要な助言や質疑への対応等を実施すること。

ク 招請ツアーのフォローアップ

- (ア) 被招請者及びゴルフ有識者等、招請ツアー参加者に対しツアー内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、今後のゴルフツーリズムの推進にむけた検討材料になるアンケートを実施すること。
- (イ) アンケートの内容については、事前に委託者の確認を受け、招請ツアー実施後、速やかに実施・集計・分析し、結果を報告すること。
- (ウ) 被招請者に対し、商品造成状況の確認等のフォローアップを行うこと。なお、商品造成ができなかった場合はその理由を調査すること。

(4) その他

- (ア) 委託者が本県サイト「Visit Tochigi」(<https://www.visit-tochigi.com/>) で公開するゴルフツーリズムに関する新規モデルルート（2ルートを予定）に組み込むコンテンツ等内容について必要な助言を行うこと。
- (イ) 上記のほか、委託者の求めに応じ、ゴルフツーリズムに関する情報や参考資料を可能な限り提供すること。

5 その他の留意事項

- (1) 本事業は、委託者と十分な協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 委託者は、委託期間中いつでも、その作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (5) 提出物に重大な瑕疵があった場合は、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (6) 事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務遂行に際して疑義が生じた事項については、その都度委託者と協議の上対応するものとする。
- (8) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- (9) 本事業に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むものとする。

6 成果指標

- (1) ゴルフツーリズムの推進に関する調査及び戦略等の策定
 - ・ ゴルフツーリズムの推進に関する戦略の提出
 - ・ ゴルフツーリズムの推進に関するロードマップの提出
- (2) ゴルフツーリズムの推進に関する機運醸成及び関係者の連携強化
セミナー実施回数：1回以上
ワークショップ実施回数：1回以上
- (3) 招請ツアーの実施
2社2名以上
- (4) 商品造成数
2本

7 成果物の作成・提出

- (1) 提出物
事業実施報告書 紙媒体2部、USBメモリ1個
※報告書等の作成にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。
- (2) 提出期限
令和8(2026)年3月19日(木)
- (3) 提出先
栃木県宇都宮市埴田 1-1-20
栃木県国際観光推進協議会（栃木県産業労働観光部観光交流課内）

8 企画提案書に盛り込む内容

以下の項目を盛り込んだ企画書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

(1) 企画提案者の概要等

(2) 企画提案内容

- ・外国人ゴルフ観光客誘客にあたっての課題認識
- ・「4 委託業務の内容」に記載の業務に関する実施内容案
- ・「4 委託業務の内容」に記載の業務内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容。

(3) 業務スケジュール

(4) 業務実施体制

(5) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

(6) 見積額（合計額だけでなく、業務内容毎に積算内訳を記載すること。）